

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和8年2月24日

奈良県知事 山下 真

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託

(2) 委託業務の内容等

県が、「改正医療法」(令和7年法律第87号(第2条))第30条の3の3に定める地域医療構想の策定及び同法第30条の4に定める医療計画の中間見直しを行うに当たって、効率的な業務遂行と質の高い構想等策定を目的とし、必要となる調査・分析を行うとともに、地域の課題や解決の方向性等に関して、専門的見地からの提案や助言等の支援を行うものである。

(3) 委託期間

契約日から令和8年12月25日(金)まで

(4) 委託料上限額

35,172,060円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

2 参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)から医療分野における調査・分析に関する業務(調査・分析を伴うコンサルティング業務や計画策定業務を含む。)を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- (7) 医学分野の専門的な見地から分析する必要があるため、公衆衛生学、医療政策・医療制度、医療経済学、情報学、臨床疫学等の系統的な知識を有する医師又は、同レベルの知識・経験を持

つ大学の研究者等（以下「専門職」という。）を含む事業実施体制の構築が可能な者。

(8) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- ⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。
- ⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

3 候補者の選定方法

奈良県は、令和8年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託の業務委託者を選定するに当たり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求める。審査に当たっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定する。

4 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係

電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725

(2) 交付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月18日（水）まで

（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から12時と13時から17時の間）

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付する。

- ・ 公募型プロポーザル説明書
- ・ 業務委託仕様書
- ・ 提出様式（様式1から様式7及び様式8（質問票））

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載する。

奈良県ホームページのトップページ（通常版）→県の組織→地域医療連携課→新着情報

(4) 本公募型プロポーザルの実施に係る説明会は開催しない。

5 交付資料の提出期限

(1) 質問票 令和8年3月4日（水）17時まで

(2) 参加申込書 令和8年3月9日（月）17時まで

(3) 企画提案書 令和8年3月18日（水）17時まで

6 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が6(1)から(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

8 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

詳細は、「令和8年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託公募型プロポーザル説明書」による。

10 問合せ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課 医療企画係

電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725